

企業年金関係改正案（確定拠出年金関係）について

1. 確定拠出年金の充実

<拠出限度額の引上げ>〔年金改正法公布後 平成16年10月実施〕

- 公的年金制度の改革に合わせて、確定拠出年金の普及を図るために、公的年金の給付水準の見直し、長期的な運用利回りの低下傾向を踏まえ、拠出限度額の引上げを図る。

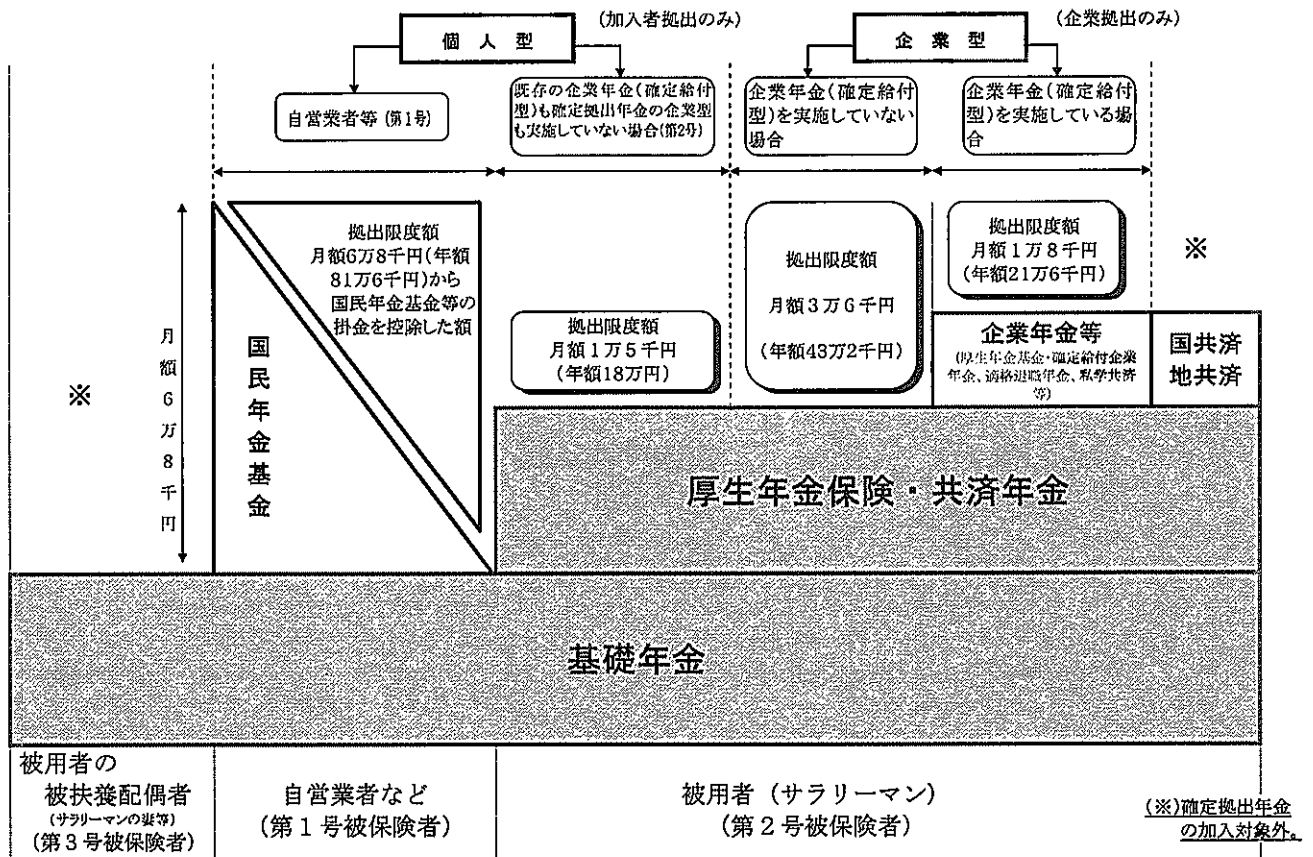
① 企業型	（現 行）	（改正案）
イ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円

※ 併せて、他の企業年金からの制度移行に伴う過去加入期間の原資の確定拠出年金への移換限度枠も撤廃。

<中途脱退時の要件緩和>〔平成17年10月実施〕

- 確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから、中途脱退を制限しているが、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることから、中途脱退の要件の緩和を図る。
 - ・ 企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者については、資産が少額の場合（50万円以下）に脱退を認める。
 - ・ 資産が極めて少額（1.5万円以下）の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型で脱退を認める（現行は個人型へ移換）。

(参考1) 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係(現行)



(参考2) 企業型確定拠出年金(DC)加入者が退職した場合の中途脱退の可否

元の企業退職後の就業形態		自営業等 <個人型1号>	3号・公務員	DCなし企業の サラリーマン (他企業年金なし) <個人型2号>	DCなし企業の サラリーマン (他企業年金あり)
資格		個人型加入者 又は 個人型運用指図者	個人型運用指図者	個人型加入者 又は 個人型運用指図者	個人型運用指図者
現行	個人型移換後の中途脱退	×	加入期間3年以下 ○	×	加入期間3年以下 ○
改正案	個人型移換後の中途脱退	×	加入期間3年 以下又は 50万円以下 ○	×	加入期間3年 以下又は 50万円以下 ○
	企業型からの中途脱退	1.5万円以下 ○	1.5万円以下 ○	1.5万円以下 ○	1.5万円以下 ○

(注)・ 確定拠出年金は、年金として老後の所得保障を目的としていることから、60歳以降に受給できることとなっており、原則としてそれまでの間の中途脱退を制限している。
 ・ 金額は個人の保有する確定拠出年金の資産額を示している。

2. 企業年金のポータビリティの確保〔平成17年10月実施〕

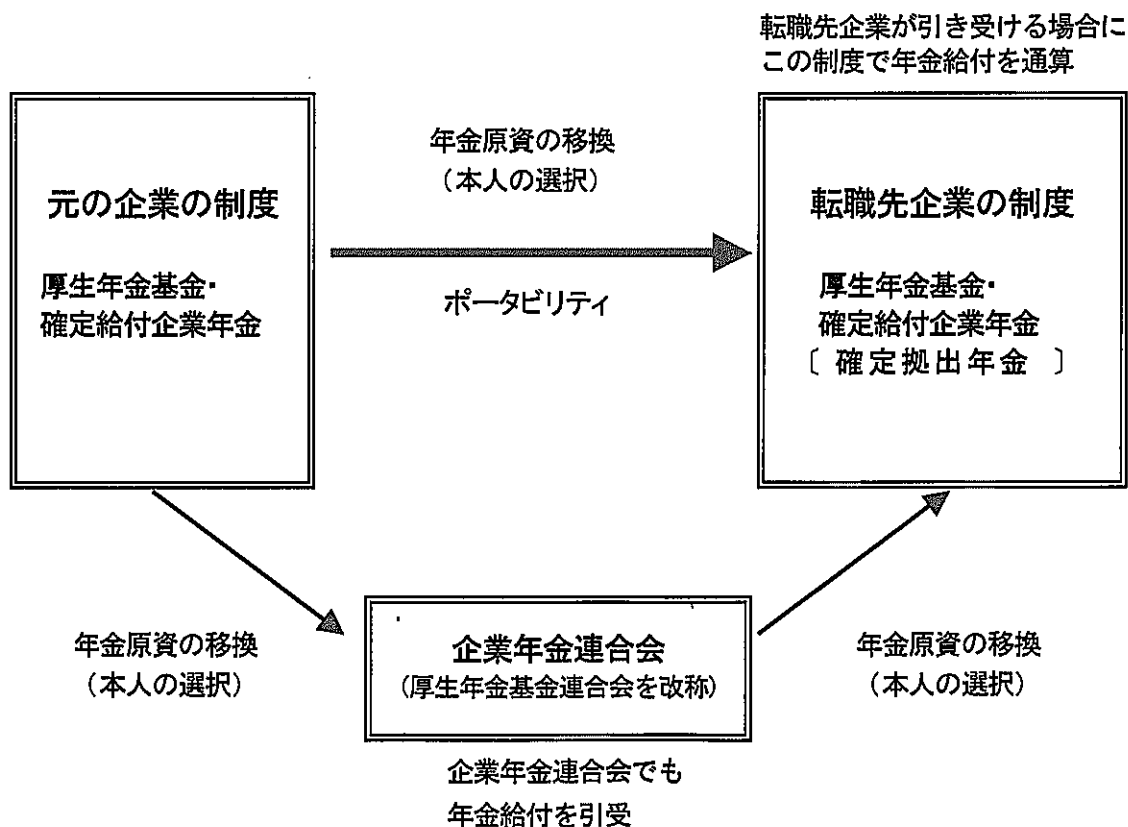
<厚生年金基金・確定給付企業年金間の相互の移動及び確定拠出年金への移動>

- 厚生年金基金（厚生年金基金連合会を含む）・確定給付企業年金間で、あらかじめ規約で資産移換できる旨定めている場合には、加入者の申出により、資産移換を行えるものとする。
- 厚生年金基金（厚生年金基金連合会を含む）・確定給付企業年金から、加入者の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換を行えるものとする。

<確定給付企業年金の中途脱退時及び制度終了時の年金化>

- 確定給付企業年金の中途脱退時及び制度終了時について、加入者の申出により厚生年金基金連合会で引受を行い、年金として受給できる途を開く。

（参考1）ポータビリティのイメージ



（注）現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会により年金通算化

3. 確定拠出年金の運営改善〔平成16年10月実施〕

○ 軽微な事項の規約変更手続きの簡素化

規約変更の際し、軽微な事項については労使合意を経て届出を行うこととしているが、特に軽微なものとして省令で定める事項の変更については、労使合意を不要とする。

(例) 事業主・運営管理機関等の住所変更 等

○ 複数企業が実施する規約の変更手続きの簡素化

複数の企業が共同で一つの企業型年金を実施する場合及び単独の企業が複数の事業所で企業型年金を実施する場合に、一つの事業所のみに係る部分の変更・追加（あらかじめ、規約に定められた事項に限る）であれば他の事業所の労使合意を不要とする。

(例) 当該事業所の運営管理手数料、当該事業所の加入資格、当該事業所の掛金額 等

※ 政省令事項で他の運営改善事項も併せて改正する予定。

(例) ・運用商品の除外の要件緩和

・適格退職年金等から確定拠出年金への資産移換期限の緩和

・企業型年金の終了に伴う資産の移換期限の明確化

・記録関連運営管理機関の保存情報についての事業主の提供義務化

・記録関連運営管理機関の保存記録の期限短縮 等